

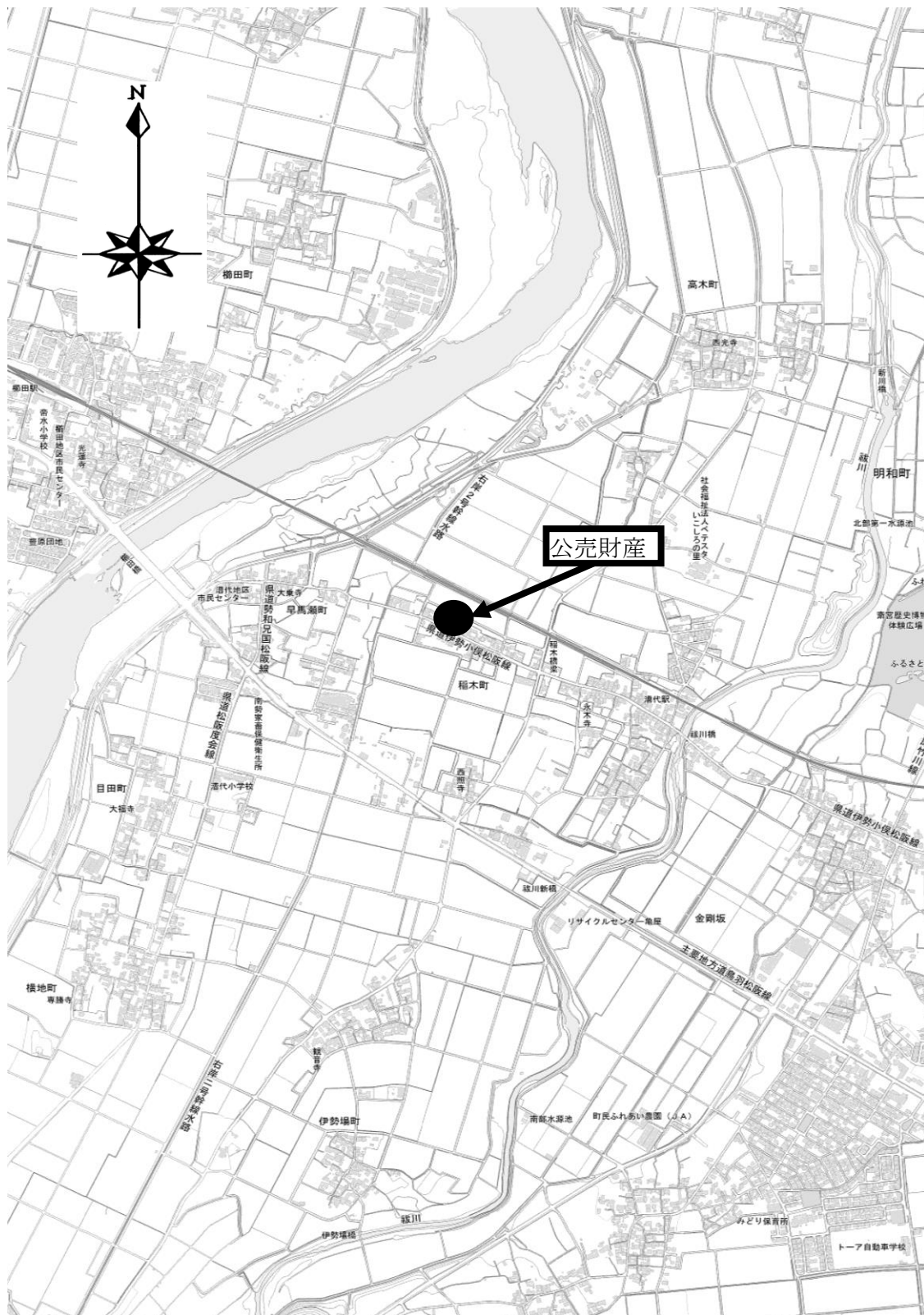
公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	4 - 7 1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 松阪市稲木町字古垣内 地 番 1 7 7 0 番 地 目 畑 地 積 3 9 8 m²</p> <p>2 所 在 松阪市稲木町字古垣内 地 番 1 7 7 1 番 地 目 畑 地 積 7 . 9 4 m²</p>
見積 価額	3 0 0 , 0 0 0 円
公売 保証 金	5 0 , 0 0 0 円
公 売 条 件 等	<p>1 上記公売財産を一括売却する。</p> <p>2 地目・地積は登記簿による。</p> <p>3 境界については隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>4 公売財産は、近鉄山田線「漕代」駅の北西方約800m（道路距離）に位置する。</p> <p>5 公売財産は、県道伊勢小俣松阪線（旧伊勢街道）に形成された既成住宅地域直近背後にあって、土地改良施工済みの農地地域に所在する。</p> <p>6 公売財産は、令和2年8月26日現在、耕作畑であり、所有者による占有状態である。</p> <p>7 公売財産は、北側で市道（幅員約4m・舗装）、東側で公道（幅員約2m・舗装）に接する。</p> <p>8 北西部に農業用水あり。</p> <p>9 都市計画法 市街化調整区域 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 農業振興地域の整備に関する法律 農業振興地域 農用地区域外</p> <p>10 農地買受適格証明書の提出又は呈示がないときは、公売に参加できない。</p> <p>11 権利移転及び危険負担の時期は、松阪市農業委員会の許可若しくは届出の受理があった時とする。</p> <p>12 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</p>

売却区分番号

4-71

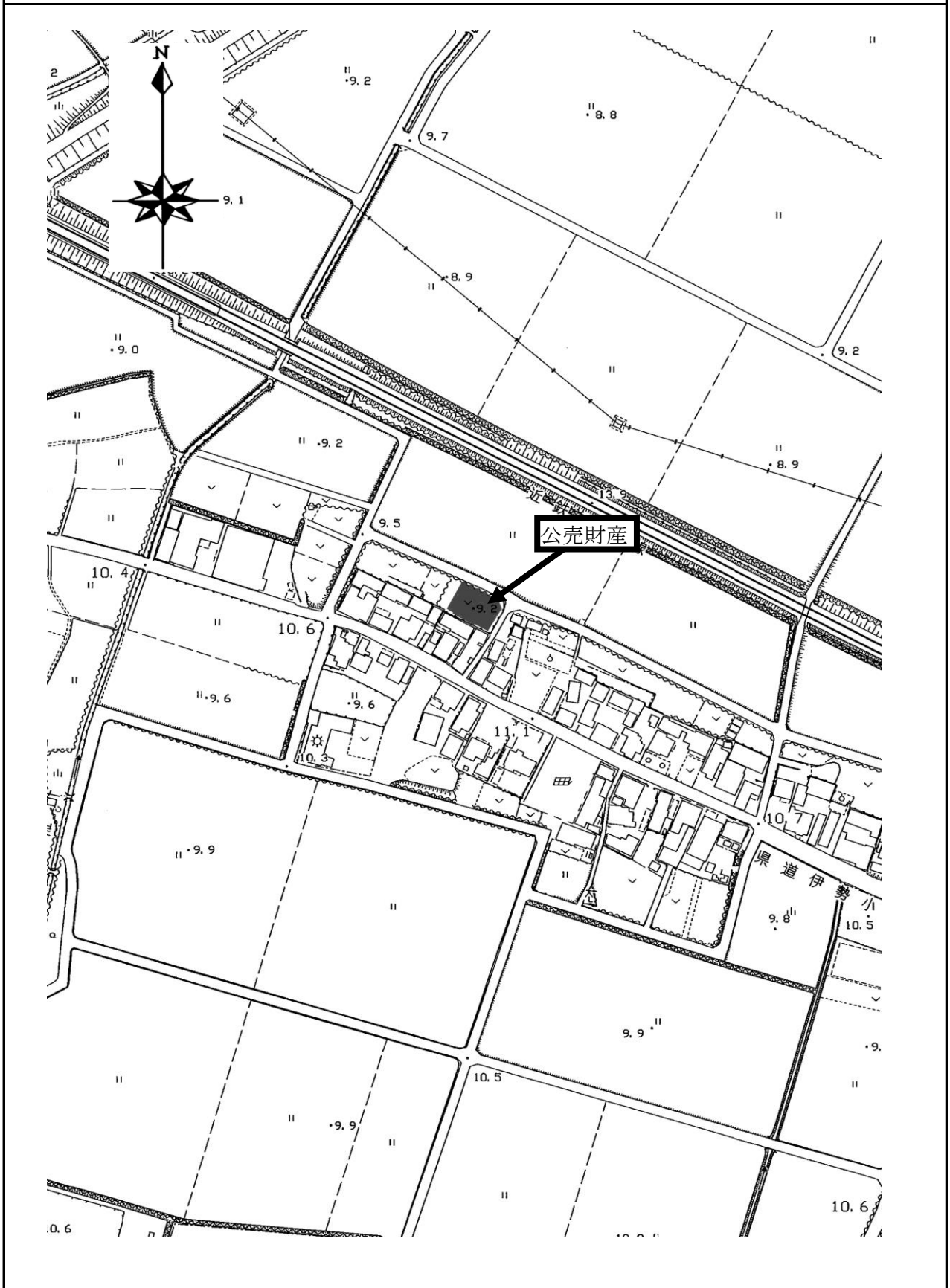
所在図



売却区分番号

4-71

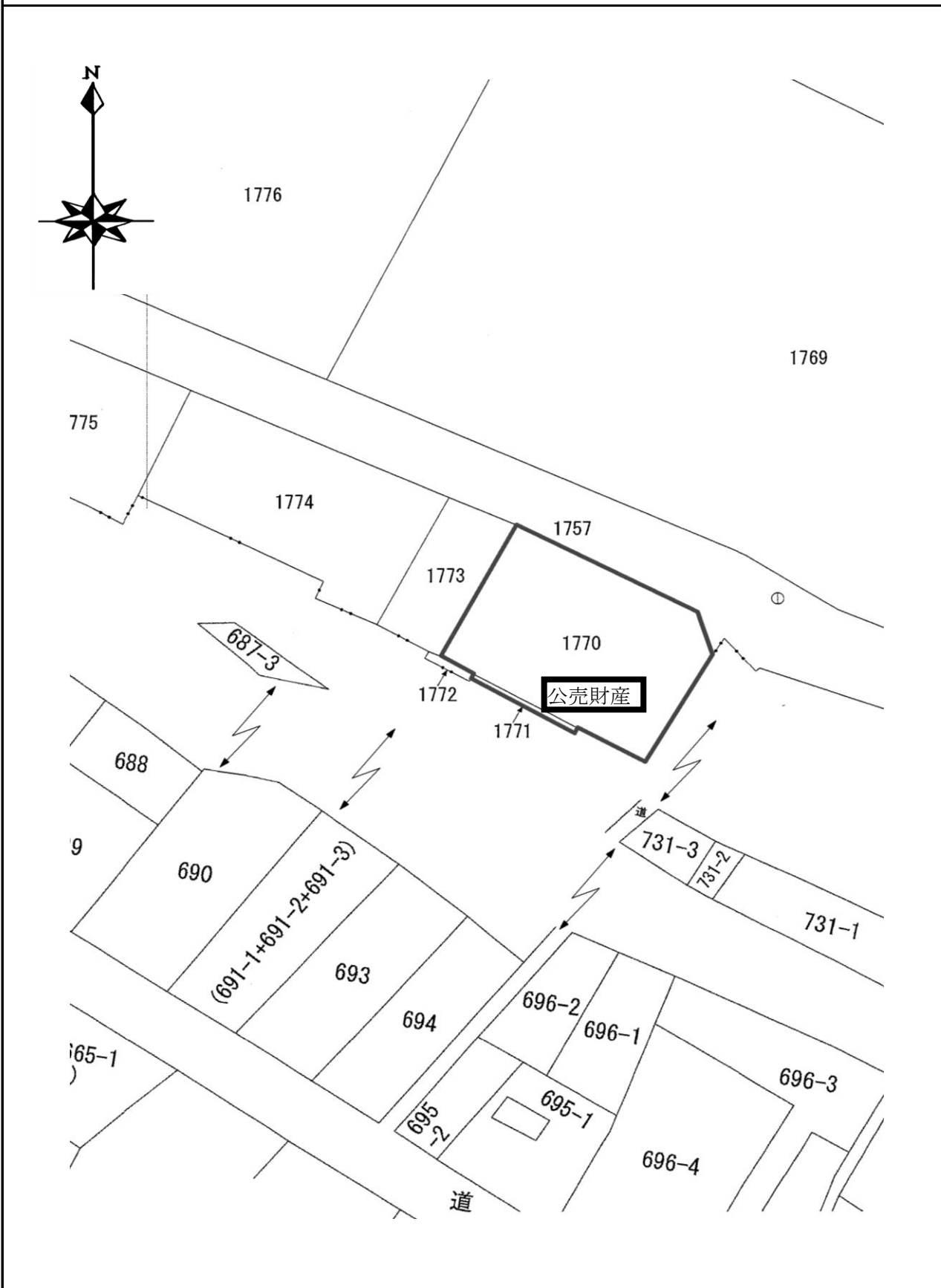
所在図



売却区分番号

4-71

土地参考図(公図集合)



売却区分番号

4-71



売却区分番号

4-71



売却区分番号

4-71

